

要 望 書

－新宿駅痴漢冤罪事件、事件記録閲覧の申請に関して－

平成 23 年 3 月 4 日

東京地方検察庁 検事正
鈴木和宏 様

原田尚美

前略 私は原田尚美と申します。

私の息子の原田信助は、「2009 年 12 月 10 日午後 11 時すぎに、JR 新宿駅の 15、16 番線ホームの階段または通路付近にて、たまたますれ違った 3 名（男性 2 名、女性 1 名）の大学生グループにちかんの疑いをかけられ暴行されました」（以下、「事件」とします）。

その後、息子・信助は、新宿駅西口交番を経由して新宿警察署に連行され、「事件」に関する取り調べを受け、警察を出たのは午前 5 時頃でした。

心身ともに追い詰められた息子・信助は、2009 年 12 月 11 日午前 6 時 40 分ごろ、東京メトロ東西線 早稲田駅のホームで自ら死に追い込まれました。

唯一の肉親として、息子・信助がどのような疑いをかけられ、どのような取り調べを受けたのかなど、その事実確認を捜査機関に対して行なうことは遺族の知る権利であると考えております。

つきましては、2011 年 3 月 11 日（金曜日）まで」に以下の要望に対して文書にてご回答ください。

回答文書の送付先は、下記にお願いします。

〒***-****

東京都××区〇〇-×××-〇〇

原田 尚美

(※個人情報伏せさせていただきます)

以下、新宿駅痴漢冤罪事件について平成 23 年 2 月に行われた原田尚美による申請と、東京地方検察庁の回答について記す。

【2月8日付けで、検察庁に送付した申請】

●東京地方検察庁 御中

2011年2月8日

原田尚美

2月2日に小林邦三郎様が、検察庁記録課に問い合わせをされたところ、2009年12月10日事件当日のJR新宿駅の、息子が写っている防犯カメラの映像が、検察庁にあるというお話でした。

そして、遺族である私が申請書を提出すれば、見せることを検討する旨お答え頂いたということを伺いました。

[1] 息子がJR新宿駅の西口改札に入る時の映像と、暴行を受けた現場である15・16番線ホームへ昇降する階段の上に設置された防犯カメラの23時頃から23時30分頃までの映像と、暴行を受けた後に、西口交番に連行される時の映像は、検察庁にあるのでしょうか。

映像が「有る」のなら、その映像を閲覧することは可能でしょうか。

可能でしたら、小林邦三郎様他一名ご同席の上、閲覧をお願い申し上げます。

[2] 暴行の証拠として、12月11日に、新宿署にて撮影された息子の写真が、検察庁にあることを、元新宿警察署黄海副署長から伺っております。

息子の写真を確認させて頂くことは可能でしょうか。

以上 よろしく願い申し上げます。

【2月10日付、東京地方検察庁からの回答】

●東京地方検察庁統括検務官（記録担当）

記録の閲覧申請について

平成23年2月8日付け「申請書」と題する書面でお尋ねの件について、記録の閲覧申請は、申請者が御本人であること及び申請目的等の確認が必要であるため、身分を証明するもの及び印鑑を持参の上、当庁に赴き、所定の申請用紙に閲覧対象記録、閲覧目的、事件当事者との関係等を記入して提出していただく必要があります。

前記書面では、御本人であること等の確認ができませんので、申請を希望されるのであ

れば、当庁に赴き申請願います。

なお、昨年、貴殿の委任を受けた代理人弁護士から記録の閲覧申請を受けたことがありましたが、その際は閲覧不許可とされていますので申し添えます。

【2月22日に小林邦三郎と検察庁に伺い、宮倉事務官・鈴木氏と面談】

この日、息子の写真と、新宿駅の防犯カメラの映像をコマ送りにした画像は、記録課にあることを、宮倉事務官より伺いました。

両方とも閲覧の手続きをするか否か、訊ねられましたので、「コマ送りの画像ではなく、証拠課の方で保存されている映像を閲覧させて頂きたい」旨お伝えし、息子の写真を閲覧するため必要と言われた書類を提出しました。

「証拠課」に保存されている、「新宿駅の防犯カメラの映像」閲覧申請の手続きに付いては、一週間以内に文書にて回答くださることになりました。

【2月28日の鈴木氏からのご連絡】

記録課の鈴木氏より、電話にてご連絡がありました。

「写真の閲覧はできません。理由に付いては、本日、回答を投函しましたので、着き次第、ご確認ください。」

「映像は元々閲覧できないものなので、文書にて回答する必要はありません。」

【2月28日付けの、検察庁からの回答】

●東京地方検察庁総務部長 片岡 弘

不起訴記録閲覧・謄写申出について（回答）

平成23年2月22日付け貴殿から申出のありました原田信助に対する公衆に著しく迷惑のかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反被疑事件の不起訴記録の閲覧・謄写については、刑事訴訟法第47条の趣旨に基づき、貴意に応じかねます。

以上の経緯を顧みますと、2月10日には「閲覧の手続きに当庁してください。」ということでしたが、2月28日には、「映像は元々閲覧できないものである、息子の写真は、刑事訴訟法第47条の趣旨に基づき開示できない」と回答が変遷しています。

この変遷の理由を、文書にてご回答いただきたくお願い申し上げます。

息子が自ら命を絶ってしまったことは、とても信じることができませんでした。

昨年(2019年)の1月11日に、新宿警察署にて、息子の写真を閲覧させて頂いた時に、初めて息子が自ら命を絶ってしまったことが分かりました。

写真の息子は、正気ではありませんでした。

信じられない出来事の連続と、学生らから受けた暴行のダメージと、そして何より助けに来てくれた筈の警察官らの対応が、正気を逸した理由でしょうか。

私は真実を知りたいのです。

JRの真正の映像を、検察官立会いの元、閲覧するご許可を頂きたくお願い申し上げます。

1. 捜査の問題はなかったのでしょうか。
2. 息子の死亡後の被疑者としての書類送致について、問題はないとお考えでしょうか。

上記に付いても、大いに疑問を感じております。

この2点に付きましても、合わせて文書によるご回答を頂きたくお願い申し上げます。

以上 よろしくお願い申し上げます。